

緊急事態発生時における投資信託の運営等に係るガイドライン

平成19年 5月18日制定
平成24年12月20日改正

I. 目 的

このガイドラインは、自然災害、テロ事件又は大規模停電などの不測の事態の発生に伴い、有価証券市場の取引停止などの事象（以下「緊急事態」という。）が生じた場合において、投資信託の適切な運営を確保するため、投資信託委託業者（以下「委託業者」という。）が講じる措置及び当該措置が実施された場合の販売会社の対応等について定める。

II. 緊急事態が生じた場合に委託業者が講じる措置及びその内容等

緊急事態が生じた場合において、委託業者が講じる措置及びその内容、並びに販売会社の対応は、次のとおりとする。

(1) 委託業者が講じる措置及びその内容

① 設定・解約の申込みの受付の中止措置

委託業者が、当該投資信託の約款で定める基準価額適用日の基準価額で処理する設定・解約の申込みの受付を中止することをいう（以下「受付中止措置」という。）。

② 設定・解約の申込み締切時間の繰上措置

委託業者が、当該日において設定・解約の申込みの受付に係る締切時間を繰上げることをいう（以下「締切時間繰上措置」という。）。

なお、締切時間繰上措置については、当該日においてその後当該取引所の取引が再開された場合であっても解除しない。

(2) 受付中止措置又は締切時間繰上措置が講じられた場合の販売会社の対応

① 受付中止措置が講じられた場合

販売会社は、既に受付けている設定・解約の申込みについて、顧客の意向を踏まえ、当該注文の取消し又は翌日以降の注文として処理する。

② 締切時間繰上措置が講じられた場合

販売会社は、委託業者が定める締切時間以降の顧客からの注文の受付を停止する。なお、当該締切時間以前に既に販売会社が受付けている顧客からの注文は、当日の注文として処理する。

III. 想定される事象とその発生に伴い講じる措置等

1. 取引所等の取引停止

(1) 東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所の株式現物市場の取引停止

① 委託業者が講じる措置

当該証券取引所の株式現物市場において次のイからハに掲げる事象が生じた場合に委託業者が講じる措置は、当該イからハに掲げる措置とする。

イ 当日の取引開始時点（前場寄付）から取引が停止し、終日停止された場合 受付中止

措置

ロ 取引時間の途中で取引が停止し、翌日以降も取引の再開が見込めない場合 受付中止措置

ハ 取引時間の途中で取引が停止し、翌日の取引が再開される見込みがある場合 締切時間繰上措置

② 措置の実施の決定等

イ 当該証券取引所の取引停止の状況に応じ、本会の特別対策委員会において、受付中止措置又は締切時間繰上措置（以下「受付中止措置等の措置」という。）の実施を決議し、その旨を通知する。

ロ 委託業者は、本会から特別対策委員会の決議の通知があった場合には、速やかに販売会社にその旨を通知する。

③ 措置の対象ファンドの決定等

イ 委託業者は、本会から東京証券取引所等の取引停止に係る通知があった場合には、その旨を販売会社に連絡するとともに、受付中止措置等の措置の実施に備え、当該措置の対象とするファンドを決定する。

なお、措置の対象とするファンドを決定するに当たっては、ブラインドの遵守を確保するとともに、次のような点を考慮し、当該ファンドの基準価額への影響度や当該基準価額による設定・解約に伴う信託財産への影響などを検討し、決定することが望ましい。

- a 当該取引所の上場銘柄の組入比率の水準
- b 最近の当該ファンドの設定又は解約の状況、またその純資産総額に対する割合
- c 株式先物市場との乖離の状況
- d その他当該ファンドの商品性格

ロ 委託業者は、本会から受付中止措置等の措置の実施に係る特別対策委員会の決議の通知があった場合には、当該措置の実施及び対象とするファンドを販売会社に通知する。

ハ 販売会社は、委託業者から当該措置の実施及び対象ファンドの通知を受けた場合には、営業店等に周知するとともに、当該措置が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

④ 取引停止に係る情報を入手した場合の販売会社の望ましい対応

イ 販売会社は、東京証券取引所等の取引停止に係る情報について、委託業者から通知を受けた場合又は入手した場合には、投資者の混乱を避けるため、設定・解約の注文を受け付ける際には、「証券取引所の取引停止の状況によっては、受付けた注文を取消すか、又は翌日の注文として処理させていただく。」旨を投資者に説明のうえ、注文を受け付けることが望ましい。

(2) 国内の営業時間終了後に取引が開始される海外取引所（欧州、米国等）の取引停止（店頭市場、先物市場の取引停止を含む）

① 委託業者が講じる措置

国内の営業時間終了後に取引が開始される海外取引所（店頭市場及び先物市場を含む。以下（2）において同じ。）において次のイ又はロに該当する事象が生じた場合に委託業者が講じる措置は、受付中止措置とする。なお、当該海外取引所が先物市場である場合には、株式、債券のほか、金利、為替等どのような原資産であるかを問わない。

- イ 取引開始時点（前場寄付）から取引が停止し、終日停止された場合
- ロ 国内の営業時間内に、公式に終日閉鎖されることが決定した場合

② 措置の実施及び対象ファンドの決定等

- イ 委託業者は、当該海外取引所の取引停止に関する情報を入手した場合（本会から連絡があった場合を含む。）には、上記①の措置の実施及び当該措置の対象ファンドを検討し、適当と判断する場合にその実施を決定する。

なお、措置の実施及び対象ファンドを決定するに当たっては、次のような点を考慮し、当該ファンドの基準価額への影響度や当該基準価額による設定・解約に伴う信託財産への影響などを検討し、決定することが望ましい。

- a 当該取引所の上場銘柄等の組入比率の水準
- b 最近の当該ファンドの設定又は解約の状況、またその純資産総額に対する割合
- c 先物市場と現物市場の乖離状況
- d その他当該ファンドの商品性格

- ロ 委託業者は、受付中止措置の実施及びその対象ファンドを決定した場合には、直ちにその旨及び対象ファンド名を販売会社に通知するものとする。

③ 取引停止日の翌営業日の販売会社の望ましい対応

販売会社は、海外取引所の取引停止日の翌営業日に投資者から設定・解約の注文を受付けるに当たっては、投資者の混乱を避けるため、「当該海外取引所において引き続き取引が停止された場合には、受付けた注文を取消すか、又は当該海外取引所の再開後の注文として処理させていただく。」旨を投資者に説明のうえ、注文を受付けることが望ましい。

(3) 国内営業時間と取引時間が重複する海外取引所（アジア、オセアニア等）の株式現物市場の取引停止

① 委託業者が講じる措置

国内営業時間と取引時間が重複する海外取引所において次のイからハに掲げる事象が生じた場合に委託業者が講じる措置は、当該イからハに掲げる措置とする。

- イ 当日の取引開始時点（前場寄付）から取引が停止し、終日停止された場合 受付中止措置
- ロ 取引時間の途中で取引が停止し、翌日以降も取引の再開が見込めない場合 受付中止措置
- ハ 取引時間の途中で取引が停止し、翌日の取引が再開される見込みがある場合 締切時間繰上措置

② 措置の実施及び対象ファンドの決定等

- イ 委託業者は、当該海外取引所の取引停止の情報を入手した場合には、その取引停止の状況に応じて、上記①の措置の実施及び当該措置の対象ファンドを検討し、適当と判断する場合にはその実施を決定する。

なお、当該措置の実施及びその対象ファンドの決定に当たっては、ブラインドの遵守を確保するとともに、次のような点を考慮し、当該ファンドの基準価額への影響度や当該基準価額による設定・解約に伴う信託財産への影響などを検討し、決定することが望ましい。

- a 当該取引所の上場銘柄の組入比率の水準
 - b 最近の当該ファンドの設定又は解約の状況、またその純資産総額に対する割合
 - c 株式先物市場との乖離状況
 - d その他当該ファンドの商品性格
- ロ 委託業者は、上記①のいずれかの措置の実施及びその対象ファンドを決定した場合には、直ちにその旨及び対象ファンド名を販売会社に通知するものとする。
- (4) 東京証券取引所及び大阪証券取引所の先物市場の取引停止
- ① 委託業者が講じる措置
- 当該証券取引所の先物市場において次のイからハに掲げる事象が生じた場合に委託業者が講じる措置は、当該イからハに掲げる措置とする。
- イ 当日の取引開始時点（前場寄付）から取引が停止し、終日停止された場合 受付中止措置
- ロ 取引時間の途中で取引が停止し、翌日以降も取引の再開が見込めない場合 受付中止措置
- ハ 取引時間の途中で取引が停止し、翌日の取引が再開される見込みがある場合 締切時間繰上措置
- ② 措置の実施及び対象ファンドの決定等
- イ 委託業者は、当該証券取引所の先物市場の取引停止の状況に応じ、必要に応じ措置の実施及び対象ファンドを検討し、適当と判断する場合にはその実施を決定する。
- なお、措置の実施及び措置の対象とするファンドを決定するに当たっては、ブラインドの遵守を確保するとともに、次のような点を考慮し、当該ファンドの基準価額への影響度や当該基準価額による設定・解約に伴う信託財産への影響などを検討し、決定することが望ましい。
- a 信託財産に占める当該取引所の先物取引のウエート
 - b 最近の当該ファンドの設定又は解約の状況、またその純資産総額に対する割合
 - c 現物市場との乖離状況
 - d 当該ファンドの商品性格
- ロ 委託業者は、上記①のいずれかの措置の実施及びその対象ファンドを決定した場合には、直ちにその旨及び対象ファンド名を販売会社に通知するものとする。
- (5) 為替市場の取引停止
- イ 基本的には、受付中止措置等の措置を講じる必要はないものと思われるが、例えば、当該国の為替市場の取引停止により当該ファンドの回金に支障を生じ、解約資金の確保が困難となる場合など委託業者が必要と認める場合には、受付中止措置等の措置を講じることを妨げない。
- なお、委託業者は、必要な措置の実施及び対象ファンドを決定した場合には、直ちにその旨及び対象ファンド名を販売会社に通知するものとする。
- ロ 為替市場の取引が停止された場合には、信託財産の評価に使用する為替レートについて、本会において協会規則に基づき対応し、委託業者に通知する。

(6) インターバンク市場の取引停止

本会において、可能な限り情報を収集し、会員に周知する。

2. 暴落等取引市場の混乱

基本的には、協会規則に基づき計算される基準価額により、投資者からの設定・解約の注文に対応する。

ただし、連日の暴落等により気配相場が継続する場合や資産の換金に影響を及ぼすおそれがある場合など委託業者が必要と判断した場合には、当該ファンドについて受付中止措置等の措置を講じることを妨げない。

この場合委託業者は、次のような点を考慮し、当該ファンドの基準価額への影響度や当該基準価額による設定・解約に伴う信託財産への影響、解約のための資金繰りなどを検討し、決定することが望ましい。

a 気配相場の継続に伴う当該気配相場と実勢価額との乖離状況

b 当該ファンドの資産構成及び最近の解約状況（資金繰り）

なお、委託業者は、必要な措置の実施及び対象ファンドを決定した場合には、直ちにその旨及び対象ファンド名を販売会社に通知するものとする。

3. 市場インフラの機能停止

(1) 相場情報

イ 大規模地震等の災害や取引所配信システムのダウン等により、相場情報の入手が全く不可能な状況となり、基準価額の算出が困難となった場合には、委託業者は、受付中止措置等の措置を実施する。

この場合において、委託業者は、次のような点を考慮し、措置の実施及び措置の対象ファンドを検討し、決定することが望ましい。

a 相場情報の入手困難となった証券取引所上場銘柄の組入比率による影響度

b 基準価額算出の可能性の有無

(2) 全銀ネット

本会において、可能な限り情報を収集し、会員に周知する。

4. 委託業者及び関係機関の業務停止

委託業者は、その状況等を検証して、業務継続が可能か、又は停止することが適切かどうかを検討し、受付中止措置等の措置を講じるのが適切と判断する場合には、必要な措置を決定し、実施する。

5. その他

上記1から4に定める事象以外の事象が生じた場合においても、委託業者は、ブラインドの遵守の確保や基準価額への影響度等を勘案し、個別ファンドについて受付中止措置等の措置を講じるのが適切と判断する場合には、必要な措置を実施することができるものとする。

IV. 受付中止措置等の措置が講じられた場合の販売会社の対応

販売会社は、委託業者から上記Ⅲの措置の実施及び当該措置の対象ファンドの通知を受けた場合には、措置の内容に応じ、Ⅱに定める対応を行うものとする。

V. 受付中止措置等の措置の実施等の連絡

(1) 緊急事態の発生に係る情報の連絡

本会は、緊急事態の発生に係る情報を入手した場合は、その旨をあらかじめ本会に届出のあった会員の連絡窓口（部署又は者、以下同じ。）に連絡する。

(2) 特別対策委員会決議の連絡

本会は、特別対策委員会において、受付中止措置等の措置の実施又は解除について決議した場合には、当該措置の実施若しくは解除その他必要な事項をあらかじめ本会に届出のあった会員の連絡窓口連絡する。

(3) 販売会社への連絡

委託業者は、本会から連絡のあった特別対策委員会が決議した措置若しくは委託業者が決定した措置、並びに当該措置の対象ファンド名を販売会社の連絡窓口連絡する。

(4) 販売会社の対応

販売会社は、委託業者から上記（2）の連絡があった場合には、速やかに営業店等に周知し、当該措置が円滑に実施されるよう配慮する。

VI. 受付中止措置等の措置の実施日における基準価額の公表

委託業者は、受付中止措置等の措置を実施した日の基準価額について、協会規則に基づき算出し、原則として当該基準価額を公表する。

ただし、例えば、次に掲げるような場合には、委託業者は、基準価額を公表することによって、むしろ投資者の投資判断に誤解を与えかねないことにならないかといった観点から検討を行い、非公表とすることが適当と認めた場合には、基準価額の公表を行わないことができる。

a 対象取引所が長期間閉鎖された場合

b 対象取引所の多くの銘柄の気配値が、ストップ安若しくはストップ高となるなど、市場全体が混乱した場合であって、このような状況が継続している場合

VII. 会員等における連絡体制の整備等

1. 委託業者会員における体制整備等

(1) 協会連絡窓口の指定と協会届出

委託業者は、上記Ⅲに定める緊急事態の発生に備え、本会との連絡窓口をあらかじめ指定し、本会に届け出る。

(2) 販売会社等との連絡体制の整備

委託業者は、緊急事態が発生し、受付中止措置等の措置の実施が決定される場合に備え、販売会社等との連絡窓口をあらかじめ指定するなど、当該措置の実施等の通知が確実に販売会社等に伝達され、当該措置が円滑に実施されるよう社内体制の整備に努める。

(3) 意思決定体制等の整備

委託業者は、緊急事態の発生した場合において、受付中止措置等の措置の実施及び措置の対象ファンドを検討し、決定するための社内体制をあらかじめ整備する。

なお、委託業者は、緊急事態が発生し、受付中止措置等の措置が実施される場合に備え、速やかに当該措置の対象ファンド名を販売会社に通知することができるよう緊急事態毎に当該措置の対象となる可能性のあるファンドを整理するなど、あらかじめその準備に努める。

なお、当該措置の対象となる可能性のあるファンドについては、定期的に見直すことが望ましい。

2. 販売会社の体制整備

販売会社は、緊急事態が発生し、委託業者が受付中止措置等の措置の実施を決定する場合に備え、委託業者との連絡窓口をあらかじめ指定するとともに、委託業者からの当該措置の実施等の連絡が営業店等に確実に伝達され、当該措置が円滑に実施されるよう社内体制の整備に努める。

VIII. 協会における連絡体制等の整備

本会は、緊急事態の発生に備え、次のような会員との連絡窓口（部署）をあらかじめ指定し、会員に通知する。

- イ 緊急事態に関する情報の伝達窓口（特別対策委員会の運営に関するものを除く。）
- ロ 特別対策委員会の運営に関する連絡窓口（委員会決議の連絡を含む。）
- ハ 会員の被害状況等の情報収集窓口
- ニ 会員が実施した措置等に関する情報収集窓口

IX. 特別対策委員会の運営等

1. 特別対策委員会委員会社の連絡窓口の届出等

- イ 委員会社は、あらかじめ特別対策委員会の運営に関する連絡窓口を指定し本会に届け出るものとする。
- ロ 委員会社は、緊急事態の発生に備え、特別対策委員会委員の意見等を確認し、速やかに本会へ連絡できるよう、あらかじめその体制を整備することが望ましい。

2. 特別対策委員会の運営

緊急事態が発生した場合の特別対策委員会の運営は、委員会設置に関する規則に基づき運営する。

X. 実施日等

- 1. このガイドラインは、平成19年5月18日から実施することとし、本会及び会員は、実施日以降できるだけ速やかに連絡体制等の社内体制を整備するものとする。

2. 「東京証券取引所の取引停止に伴う当面の措置（平成18年1月19日付特別対策部会決議）」は、平成19年5月18日をもって廃止する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。